

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月22日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝電力流通システム・アジア社(以下「TTDA」)に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝電力流通システム・アジア社

住 所 Lot 22, Jalan Teknologi, Taman Sains Selangor 1, Kota Damansara, 47810 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia

代表者 正田 英輔(会長 兼 社長)

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2017年10月20日

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 PREFORMED LINE PRODUCTA (MALAYSIA) SDN BHD(以下「原告」)

住 所 3, Jln BK 1/11, Bandar Kinrara1, 47100 Puchons, Selangor, Malaysia

代表者 GARETH JAMES HOPKINS (DIRECTOR)

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

TTDAは、マレーシアの送電線計画のプロジェクトに関して、原告に一部必要部材を2015年9月に発注しましたが、原告は、当該発注に係る発生費用の負担に関し、2017年10月20日付で、TTDAに対し、約3百万マレーシアリングギットの損害賠償の支払いを請求する訴訟を提起していました。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日

2018年2月13日

解決の内容及び損害賠償支払金額

TTDAは750千マレーシアリングギットを原告に支払い、原告は訴訟を取下げることによって和解しました。

以 上